



○公 告

調理師試験を次のとおり行う。

平成14年3月11日

長野県知事 田 中 康 夫

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時

平成14年6月13日(木) 午後1時から午後3時まで

(2) 場 所

保健所の所在市町とし、会場は、受験票により通知する。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行う。

食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学 食品衛生学 調理理論

3 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条、調理師法(昭和33年法律第147号)附則第3項又は調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項の規定に該当する者で、調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事した者

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 調理師試験受験願書(所定の用紙を用いること。)

イ 履歴書

ウ 調理業務従事証明書(所定の用紙を用いること。)

エ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

(2) 受験手数料

受験手数料(6,100円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないこと)納付すること。

(3) 受付期間

平成14年5月13日(月)から平成14年5月15日(水)まで(郵送による場合は、平成14年5月15日までの消印があるものに限り受け付ける。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健所（長野市に居住する者であって、長野市を受験地として希望する場合は長野市保健所）

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

6 合格者の発表

合格者は、平成14年7月15日（月）に受験願書を受け付けた保健所において掲示するほか、本人に通知する。

7 その他

試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健所に行うこと（郵便による場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封すること。）。

食品環境水道課

○公 告

製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成14年3月11日

長野県知事 田 中 康 夫

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時

平成14年6月13日（木）午後1時から午後3時まで

(2) 場 所

保健所の所在市町とし、会場は、受験票により通知する。

2 試験の科目及び方法

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技について、筆記試験により行う。

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者又は製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）附則第3項の規定に該当する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必

要な知識及び技能を修得した者

- (2) 学校教育法第47条に規定する者又は法附則第3項の規定に該当する者であって、2年以上菓子製造業に従事した者
- (3) 法附則第2項の規定に該当する者

4 受験手続

(1) 提出書類等

- ア 製菓衛生師試験受験願書（保健所に備え置く用紙を用いること。）
- イ 学校教育法第47条に規定する者にあつては、その旨を証明する卒業証書の写し（原本も持参すること。）又は卒業証明書（郵送による場合は、卒業証明書を提出すること。）
- ウ 法附則第3項の規定に該当する者にあつては、その旨を証明する書類
- エ 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し（原本も持参すること。）若しくは卒業証明書（郵送による場合は、卒業証明書を提出すること。）又は菓子製造業従事証明書（保健所に備え置く用紙を用いること。）
- オ 写真（出願前3月以内に上半身無帽正面向で撮影した名刺判のもの）

(2) 受験手数料

受験手数料（9,400円）は、長野県収入証紙により（受験願書の所定の欄にはつて、消印しないこと。）納付すること。

(3) 受付期日

平成14年5月13日（月）から平成14年5月15日（水）まで（郵送による場合は、平成14年5月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健所（長野市に居住する者であつて、長野市を受験地として希望する場合は長野市保健所）

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

6 合格発表

合格者は、平成14年7月15日（月）に受験願書を受け付けた保健所において掲示するほか、本人に通知する。

7 その他

試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健所に行くこと（郵送による場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。）。

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年3月11日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤサンライン上田店
上田市大字芳田字寺田1513-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
㈱マツヤ
長野市大字三輪荒屋1180-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
マツヤ上田芳田店	マツヤサンライン上田店

- 4 変更した年月日
平成13年11月23日
- 5 届出年月日
平成13年12月3日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年3月11日から平成14年7月11日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年3月11日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

しおだ野ショッピングセンター

上田市大字神畑字畔田374ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオン(株)

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(変更前)

小売業者名	住 所
イオン(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
角田 茂	上田市常田2-6-6
(株)協和食品	上田市問屋町255-1

(変更後)

小売業者名	住 所
イオン(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
角田 茂	上田市常田2-6-6

- 4 変更した年月日
平成13年12月21日
- 5 届出年月日
平成14年2月18日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年3月11日から平成14年7月11日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産 業 振 興 課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年3月11日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
しおだ野ショッピングセンター
上田市大字神畑字畔田374ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオン(株)
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更しようとする事項

(1) 荷さばき施設の位置

届出書に添付された図面のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
イオン㈱マックスバリュ棟 角田 茂	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時	24時間営業
イオン㈱メガマート棟	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	24時間営業

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
24時間利用	24時間利用 〔一部については午前5時から午後11時15分まで〕

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前5時から午後8時まで	午前5時から午後8時まで 〔一部については午後8時から午前5時まで〕

4 変更する年月日

3の(1)については、平成14年10月18日

その他の事項については、平成14年3月1日

5 届出年月日

平成14年2月18日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年3月11日から平成14年7月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年3月11日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤサンライン上田店
上田市大字芳田字寺田1513-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
㈱マツヤ
長野市大字三輪荒屋1180-1
- 3 変更しようとする事項
駐輪場の位置
届出書に添付された図面のとおり
- 4 変更する年月日
平成14年8月4日
- 5 届出年月日
平成13年12月3日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年3月11日から平成14年7月11日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

岐阜県知事から、岐阜・長野県営乙姫地区土地改良事業の変更計画を定め、次のとおり公示する旨の通知があった。

平成14年3月11日

長野県知事 田 中 康 夫

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成14年3月12日

岐阜県知事 梶 原 拓

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
乙 姫 地 区	坂下町役場、川上村役場、 長野県木曾郡山口村役場	平成 14. 3. 12 から 同 4. 1 まで

土地改良課

○公 告

小県郡長門町における県営大門地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年2月25日行った。

平成14年3月11日

長野県知事 田 中 康 夫

農 村 整 備 課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年3月11日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
茅野都市計画道路 3・6・16号上道線
- 2 都市計画の図書の縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び茅野市役所

都 市 計 画 課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年3月11日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
中野都市計画公園 3・3・1 一本木公園
- 2 都市計画の図書の縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び中野市役所

都市計画課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年3月11日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
中野都市計画道路 3・4・16号松川一本木線
3・5・12号東吉田線
- 2 都市計画の図書の縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び中野市役所

都市計画課